

学校法人霞ヶ浦学園
つくば国際短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

つくば国際短期大学の概要

設置者 学校法人 霞ヶ浦学園
理事長 高塚 千史
学 長 高塚 千史
A L O 池田 正雄
開設年月日 昭和 41 年 4 月 1 日
所在地 茨城県土浦市真鍋 6-20-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

つくば国際短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年6月15日付でつくば国際短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

つくば国際短期大学の建学の精神は、「白梅」に託し、それを象徴としており、教育理念を「白梅の花実両全の姿から導き出される忍耐、進取の気概及び初志貫徹の精神の涵養」と定め、明確に示している。建学の精神は、ウェブサイトや大学案内、学生便覧等への掲載などにより学内外に表明されている。また、入学式やオリエンテーション等で説明するなど、学内において共有されている。

教育・研究の成果を地域に還元する活動として、公開講座が毎年実施されている。また、生涯学習に関する講話が近隣の市及び町の生涯学習課等と連携して行われている。

教育基本法及び学校教育法にのっとり、学則に建学の精神に基づく教育目的・目標を定めている。建学の精神に基づき学習成果を定めており、ウェブサイト等を利用し学内外に表明している。三つの方針は建学の精神に関連付け策定されており、三つの方針を踏まえた学生募集、教育課程編成、卒業認定等が適切に実施されている。

自己点検・評価規程を整備し、委員会が組織され点検・評価活動を実施しており、その結果を毎年公表している。教育の質保証については、4つの学習成果を「学習手段・学習方法・評価方法」に区分し、学科の教育について系統立てて評価できるように工夫している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。カリキュラムマップを策定し、学習成果と授業科目の関連を明確に示しており、教育課程を体系的に編成している。

教養科目は教育理念に基づく基礎教育に該当する内容となっている。また、専門教育と教養教育に関連性をもたせながら職業への接続が図られるように教育課程を編成している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、さらに学力の3要素にも結びついていることから、高等学校での学びと短期大学での学びのつながりが明確である。

学習成果の内容や査定項目が構造化されており、シラバスには各科目の到達目標に対応した学習成果及び査定項目を明記している。また、量的・質的データの両方を用いて、学習成果の獲得状況を測定する仕組みを備えている。卒業生の就職先に対して「採用学生に

関するアンケート」を実施し、その結果を学習成果の点検に活用している。

事務職員は、学生の成績管理や資格申請業務を通じて、学生の教育目的・目標の達成状況の把握に努めている。学生の学習成果獲得に向けて図書館資料の整理や利便性の向上に努めている。学生へコンピュータの貸し出しを行うなど、施設設備等を有効活用している。

入学手続き者に対し4つの課題を与え基礎学力の向上に努めている。入学後は学習及び学生生活のためのオリエンテーションを行っている。学生部長を中心に教職員による学生支援の組織的な体制を整えている。進路支援は、学生部長、2年生担任、事務局の就職支援担当者が連携して対応している。就職相談室を設け、事務局の就職支援担当者が常駐し、教員と連携して就職支援を行っている。

専任教員は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制されている。FD活動は規程に基づきFD委員会が組織され、活動内容を審議している。

事務関係諸規程が整備されており、事務組織の責任体制が明確である。就業規則など人事・労務関係の諸規程のほか、ハラスメント防止に関する規程も整備され、人事・労務管理を適切に行っている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、併設大学と共用の運動場、体育館を適切に整備している。火災、地震、防犯対策は防災管理規程、防災マニュアルが整備され、年1回避難訓練が行われ、防災への意識付けがされている。情報セキュリティはサーバにより対策が講じられている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

理事長は、学校法人の意思決定機関として理事会を適切に運営し、学校法人の建学の精神及び教育理念等に基づき法人運営にリーダーシップを発揮している。

学長は、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。学長は学長選考規程に基づき選任され、学校法人全体の構想の下に短期大学運営の職務遂行に努めている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適切に監査し、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、私立学校法の規定に従い、適切に運営されている。

学校教育法施行規則に規定する教育情報、私立学校法に規定する財務情報等の学校法人の情報について、ウェブサイトそれぞれ公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神を詩歌とした作品を募集する「白梅詩歌大賞コンクール」の実施やその作品集の発刊等、様々な行事を通して教育目的・目標を表明している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスに到達目標と学習成果、査定項目を明記することで、学生が評価の観点を理解しやすくなっている。さらに、シラバスに教員からのコメントを明示することで、それぞれの教員の意図や学習内容をわかりやすくしている。学生の学習意欲の喚起を促す独自性のある試みである。

[テーマ B 学生支援]

- 保育実習における実習日誌の質的内容の向上のために、「プラムドリル」を実習科目ごとに創作して使用している。これにより、実習における学生の文章力向上、思考力、観察力の向上に寄与している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 教育課程編成・実施の方針に基づいて施設設備等が整備されている。特にピアノ演習室は入学定員の半数の個室が設けられ充実している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

つくば国際短期大学の建学の精神は、「白梅」に託し、それを象徴としており、教育理念を「白梅の花実両全の姿から導き出される忍耐、進取の気概及び初志貫徹の精神の涵養」と定め、明確に示している。建学の精神は、入学式や学位授与式における学長訓示を始め、ウェブサイトや大学案内、学生便覧等への掲載などにより、学内外に表明されている。建学の精神は、入学前教育やオリエンテーション等で説明するなど、学内において共有されている。

教育・研究の成果を地域に還元する活動として公開講座が毎年実施されている。また、生涯学習に関する講話が近隣の市及び町の生涯学習課等と連携して行われている。

教育基本法及び学校教育法にのっとり、学則に建学の精神に基づく教育目的・目標を定めている。また多くの保育者を輩出することで、地域・社会の人材要請に添えており、その点検は科内会議や自己点検・評価委員会にて定期的に行われている。

建学の精神に基づき学習成果を定め、シラバスやウェブサイト等を利用し学内外に表明している。

三つの方針は建学の精神に関連付けて策定されている。また、三つの方針の策定については自己点検・評価委員会、教授会で審議決定されており、組織的に議論が行われている。三つの方針を踏まえた学生募集、教育課程編成、卒業認定等が適切に実施されている。

自己点検・評価規程を整備し、委員会が組織されている。自己点検・評価活動は全教職員が分担し、その結果を毎年公表している。高等学校からの意見、要望等を聴取し、自己点検・評価活動につなげている。

教育の質保証については、4つの学習成果のそれぞれの査定もしくは評価方法を「学習手段・学習方法・評価方法」に区分しており、学科の教育について系統立てて評価できるように工夫している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。カリキュラ

ムマップを策定し、学習成果と授業科目の関連を明確に示しており、教育課程を体系的に編成している。

教養科目は教育理念に基づく基礎教育に対応する内容となっている。教養科目と学習成果の関連が明確に示され、教養科目によって専門科目が深まるように編成されていることから、教養教育と専門教育の関連が明確である。

専門教育と教養教育に関連性をもたせながら職業への接続が図られるように教育課程を編成している。就職先向けの「採用学生に関するアンケート」と卒業生向けの「短期大学卒業生調査」の実施・分析を行うなど、職業教育の効果の測定・評価、改善に取り組んでいる。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、さらに学力の3要素にも結びついていることから、高等学校での学びと短期大学での学びのつながりが明確である。

学習成果の内容や査定項目が構造化されており、シラバスには各科目の到達目標に対応した学習成果及び査定項目を明記している。また、シラバスに記載した成績評価方法ののちって評価を行い、学習成果を適切に把握している。

卒業生の就職先に対して「採用学生に関するアンケート」を実施し、評価を聴取している。アンケートの項目は学習成果の査定内容及び査定項目を踏まえており、就職先がどの学習成果を重視しているかを分析して学習成果の点検に活用している。

事務職員は、学生の成績管理や資格申請業務を通じて、学生の教育目的・目標の達成状況の把握に努めている。学生の学習成果獲得に向けて図書館の資料の整理や利便性の向上に努めている。また、コンピュータの貸し出しを行うなど、施設設備等を有効活用している。

入学手続き者に対し4つの課題を与え基礎学力の向上に努めている。入学後は学習及び学生生活のためのオリエンテーションを行っている。また、保育実習における実習日誌の各項目の理解と気づきの書き方や、実習課題の考察に基づく課題への連続性の意識化を目指す「プラムドリル」を創作し、学生の実習日誌の質的内容の向上に努めている。

学生部長を中心に教職員による学生支援の組織的な体制を整えている。学内でのマナーについて、年2回マナーアップシートでアンケート調査を行い、学生生活の充実を目指している。併設大学と共用の食堂や売店等のキャンパス・アメニティは、適切に整備されている。

進路支援は、学生部長、2年生学級担任、事務局の就職支援担当者が連携して対応している。就職相談室を設け、事務局の就職支援担当者が常駐し、教員と連携して就職支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしている。教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づいて編制されている。また、配置されている教員は科目を担当するに相応しい教育実績、研究業績があり、適正な職位、学位を有している。教員の採用、昇任については教員選考規程、教員資格審査基準に従い適切に審査し、教授会で審議し理事長が決定している。

専任教員の研究活動については、共同研究に関する規程、個人研究費に関する内規等が整備され、研究倫理遵守はコンプライアンス責任者である学科長が指導を行っている。FD活動は、規程に基づきFD委員会が組織され活動内容を審議しており、授業公開、「授業評価アンケート」を実施している。

事務関係諸規程が整備されており、事務組織の責任体制が明確である。事務職員は適切な人数で構成され、各部署の担当が協力し、運営に努めている。また、事務職員は各種研修会へ参加し専門能力を高めている。就業規則など人事・労務関係の諸規程のほか、ハラスメント防止に関する規程も整備され、人事・労務管理を適切に行っている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、併設大学と共用の運動場、体育館を適切に整備している。障がい者への対応としては、エレベーター、自動ドア、点字ブロック等が整備されている。教育課程編成・実施の方針に基づいて施設設備等が整備されている。特にピアノ演習室は入学定員の半数の個室が設けられ充実している。

火災、地震、防犯対策は防災管理規程、防災マニュアルが整備され、年1回避難訓練が行われ、防災への意識付けがされている。情報セキュリティはサーバにより対策が講じられている。

全ての学生にメールアドレスを与え、オンライン授業、学生への連絡等に活用している。情報技術向上を目的とした科目「保育と情報処理」を開講し、学習した授業の予習・復習等に活用できる貸出用ノートパソコンが用意され、教育実習指導案作成等にも利用されている。

財務状況について、短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、10か所の事業所の経営課題と予想される問題等について指導するなど、法人運営にリーダーシップを発揮している。理事長は、寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営しており、理事の理解と業務執行への意見を得るよう努力している。また、学外の各種団体の役職を務めるなど、内外の情報を収集し、法人運営に役立てている。

学長は、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。学長は学長選考規程に基づき選任され、学校法人全体の構想の下に短期大学運営の職務遂行に努めている。学長は、教授会を学則の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営しており、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、公認会計士との連携を強化し、適切に監査し、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、私立学校法の規定に従い、近年の短期大学キャンパスの併設大学敷地内への移転問題などについて意見を述べるなど適切に運営されている。

学校教育法施行規則に規定する教育情報、私立学校法に規定する財務情報等の学校法人の情報についてウェブサイトそれぞれ公表・公開している。